

令和7年度熊本市物価高騰緊急支援給付金 のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地²以外に避難中の方も、令和7年度熊本市物価高騰緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、熊本市から受給することができます。**給付金を受給するためには、手続きが必要です。**

1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯当たり **1万円** を支給します。

世帯員全員の令和7年度住民税均等割が非課税である世帯

令和7年1月以降に予期せず家計が急変し、^との世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

と を重複して受給することはできません。

下記のいずれかに該当する場合は、本給付金の対象外です。

- 暴力等の被害なく、単に別居している場合
- 避難中の世帯の中に、令和7年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいる場合
- 避難中の世帯員全員が、令和7年度住民税が課税されている別世帯の親族（DV加害者を除く）から税扶養を受けている場合

手続き先

給付金申請相談窓口

受付時間 午前9時～午後4時半（土日祝除く）

下記の熊本市コールセンターへご連絡ください。

手続きの期限

令和8年（2026年）7月31日（金）

お問い合わせ

熊本市緊急支援給付金コールセンター



096-355-8866

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除く）

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、熊本市の給付金申請相談窓口（表面に記載）にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV等避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、熊本市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 熊本市緊急支援給付金コールセンター（表面に記載）にご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」、「DV等避難中であることを明らかにできる書類」及び「令和7年度熊本市物価高騰緊急支援給付金支給要件確認書」をご提出ください。

令和7年度熊本市物価高騰緊急支援給付金を装った

「特殊詐欺（電話で『お金』詐欺）」や

「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、熊本市物価高騰重点支援給付金コールセンターや警察相談専用電話(#9110)または最寄りの警察署にご連絡ください。